



障がい者（児）の方の タクシー利用料を助成します！

※タクシー券の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなります。

助 成 対 象 者

次の全ての項目に該当する方が対象です。

- ☐ 西予市内に住所を有していること。
- ☐ 以下のいずれかの手帳を所持する方
 - ①身体障害者手帳：1・2級 ②療育手帳：A判定
 - ③精神障害者保健福祉手帳：1・2級
- ☐ 施設に入所していないこと。
- ☐ 市民税課税世帯に属していないこと。
- ☐ 本人もしくは介護者が自家用車を所有していないこと。

申 請 方 法

- ☐ 西予市役所福祉課もしくは各支所地域生活課の窓口で申請してください。
- ☐ 申請に必要な物は以下のとおりです。
 - ・障害者手帳

利 用 方 法

- ☐ タクシーを降りる時、運転手へ障害者手帳を見せ、助成券をお渡しください。
- ☐ 500 円に満たない場合、おつりは出ませんのでご注意ください。
- ☐ 1 回の乗車で、複数枚使用しても構いません。
- ☐ 助成券を利用できるタクシー事業所は裏面のとおりです。

助 成 額

- ☐ 1 枚につき 500 円
年間 24 枚（12,000 円）の助成券を交付します。

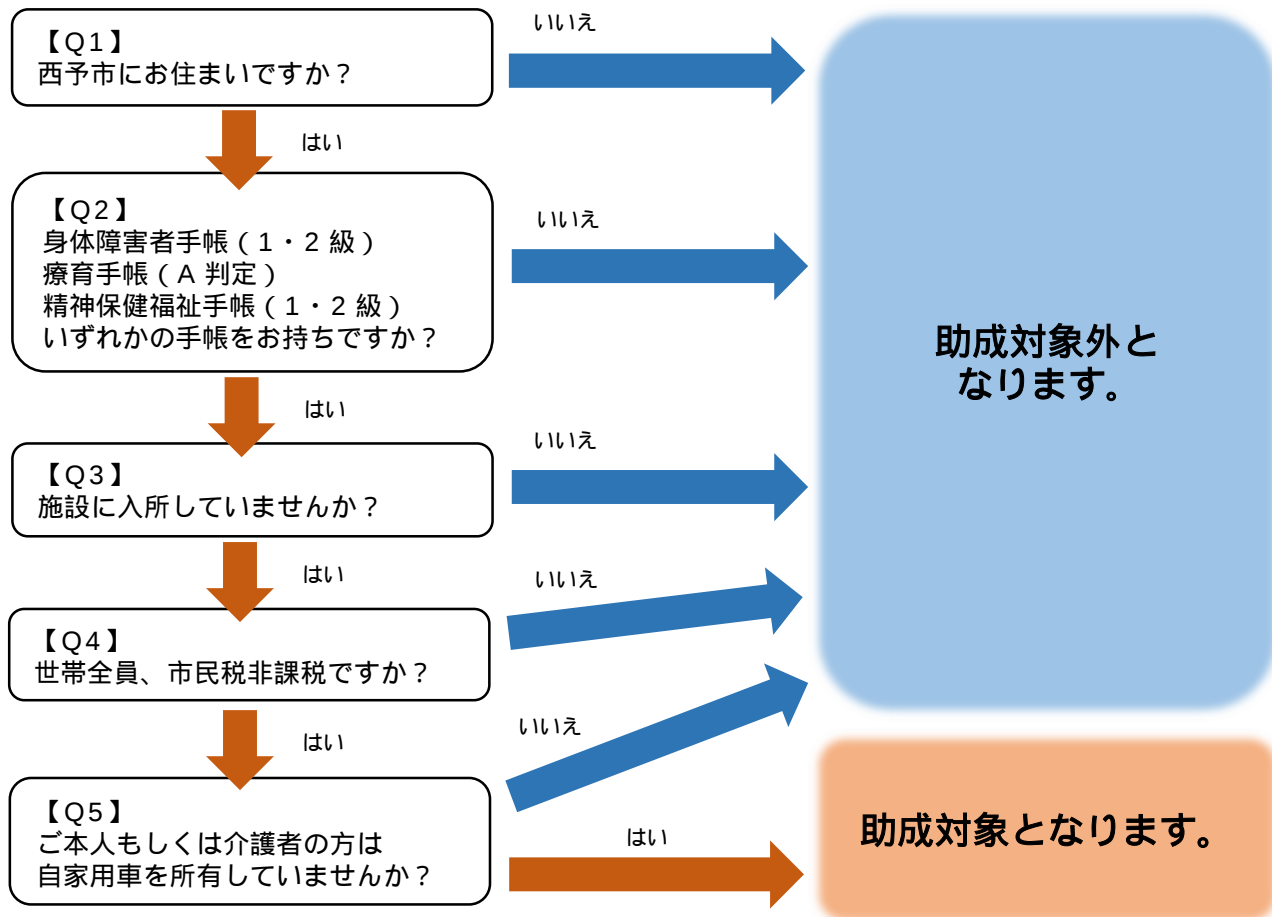
助成券を紛失・破損した場合は再発行いたしませんので大切に保管してください。
ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

西予市役所福祉課	0894-62-6428
明浜支所地域生活課	0894-64-1280
野村支所地域生活課	0894-72-1112
城川支所地域生活課	0894-82-1113
三瓶支所地域生活課	0894-33-1111

★簡単！チェック表



★事業所一覧表

No	タクシー名	地区	電話番号
1	花いちもんめ	宇和	0894-62-1224
2	卯之町タクシー		0894-62-0510
3	明陽タクシー	野村	0894-72-0101
4	土居どろんこタクシー	城川	0894-83-0323
5	魚成タクシー		0894-82-0038
6	一二三タクシー	三瓶	0894-33-0123
7	介護タクシーとも		0894-21-2254
8	株式会社丸之内八西交通		0894-22-4500